

2018年11月議会 まつや清総括質問 質疑応答

2018年12月3日

2) 外国籍住民との共生社会について

人口減少社会に伴う労働力人口の不足が深刻となり14の業種に5年間で34万人の外国人労働者を受け入れようとする出入国管理法の改正案が12月会期末には十分な審議時間も確保されず可決されようとしています。来年4月実施ありきの背景に外国人を「人間として」というより「使い捨て労働力」として扱おうという姿勢が見え隠れします。技能実習生制度はまず廃止すべきであります。

一方で10月28日に静岡済生会病院において第21回「外国人のための無料健康相談と検診会」が開催されインドネシア、ベトナムなど15か国117名の外国籍住民が受診しました。静岡弁護士会、静岡市保険年金課、静岡県国際交流協会、済生会病院のバックアップで医療関係者、通訳、栄養士、一般市民、など157名のボランティアが実行委員会を構成しています。「健康保険証がなく不安」、「母国語で健康診断を受けたい」という外国籍住民の願いを実現するこうした市民団体や基礎自治体が生活、福祉、医療、教育、労働など様々な分野において外国籍住民との共生社会を支えてきました。

<1回目> 多文化共生推進計画について

1. まず本市の外国籍住民のこの3年間の資格者別増加上位3つ及びそれぞれの上位3か国の国、最近の傾向はどうなっているのか、またこれらが本市の2017年における人口の社会増にどのように影響しているか、伺います。

《市民局答弁》

- ・本市の外国籍住民の現状について、平成28年と本年の10月末現在を比較しました、法務省が定めた在留資格区分の増加上位は、
 - 1位が『技能実習』で702人から1,184人と482人増加、
 - 2位は『留学』で1,407人から1,772人と365人増加、
 - 3位は『技術・人文知識・国際業務』で342人から625人と、283人増加している。
- ・上位3区分の国籍別内訳は、本年11月20日現在で、『技能実習』は1位ベトナム473人、2位中国395人、3位フィリピン156人。
- ・『留学』は1位ベトナム371人、2位ミャンマー318人、3位ネパール272人。
- ・『技術・人文知識・国際業務』は1位中国174人、2位ベトナム102人、3位ネパール93人。
- ・傾向としては、外国籍増加人数全体の約84%を資格別上位3位までが占めていること、また、ベトナム、フィリピン、ミャンマーなど東南アジアに属する国籍の方が増加している。
- ・平成29年の本市の人口動態において、社会増減が47年ぶりにプラスに転じたが、これは、これらの外国籍住民の増加が影響したものだと考える。

2. 共生社会を推進する本市の2015年～2022年スパンの多文化共生推進計画は「外国人の増加は停滞」とされた時期に策定されましたが進捗管理はどのように行われているか。

《市民局 答弁》

- ・本市では、誰もが安心して暮らすことができ、ともに創る多文化共生のまちを目指し、平成27年4月に静岡市多文化共生推進計画を策定し、静岡市国際交流協会とともに推進している。
- ・本計画の進捗管理は、毎年度、庁内全課に進捗状況調査を行い、その結果を、外国籍住民や有識者など14名で構成する附属機関「静岡市多文化共生協議会」に報告し、意見を求めている。
- ・これらの意見は、市への提言となり、提言実現に向け庁内関係課や国際交流協会が実施する事業に反映できるよう取り組んでいる。

3. 静岡市国際交流協会は、今年度から「インバウンド」対策を強化すると観光交流文化局に移管され多文化共生施策が弱まるのではないかと懸念があります。多文化共生推進計画4年間の評価と課題に対してどのように取り組んでいくのか。

4. 一方でこの計画を進めていくためには、静岡県との連携が必要ですが、静岡県多文化共生課と静岡県国際交流協会との具体的な取組はどのようなものがあるのか、伺います。

《市民局答弁》

- ・両機関との連携は、急増する外国籍住民との共生を進める上で、重要と認識しており、最近取り組んだものは次の3点。

1点目は、災害時の連携。

両機関が設置・運営する災害時多言語支援センターについて、本市も設置検討段階より参加し、既に設置済みの、本市センターとの協力体制を確認している。具体的には、本市の要請に基づく通訳ボランティアの派遣や、文書の翻訳支援等。

2点目は、先月、市国際交流協会と開催の「異文化コミュニケーション体験フェア」。

県と市それぞれの国際交流員が自国の文化を紹介し、日本人への異文化理解を進めるとともに、防災コーナーでは、県の多言語による地震防災ガイドブックを活用し、外国籍住民へ啓発を行った。

3点目は、県が主催の医療通訳活用を推奨する研修会を、市内で開催できるよう、連携して医療機関への働きかけや周知に努めている。

- ・今後も、両機関と積極的に連携し、本計画の目指す「誰もが安心して暮らすことができ、ともに創る多文化共生のまち」に向けた取組を行っていく。

<2回目> 諸分野における課題

答弁で技能実習生は702人～1184人と68%増加、留学生は1407人～1772人と26%増加、国別では実習生がベトナム、中国、フィリピンの順、留学生はベトナム、ミャンマー、ネパールの順でベトナム人が圧倒的な増え方です。このことから人口状況は「静岡市の人口が減少」「外国人は加速度的増加」の傾向で「多文化共生推進計画」の中間見直しで「大幅な見直しはしない」には疑問を持たざるを得ません。具体的な労働、教育、医療分野について伺います。

1. 労働について

静岡市内企業の人手不足はどのような状況であるのか、また労働力不足解消のための出入国管理改正案について、労働政策の観点からどのように受け止めているのか、伺います。

《経済局 答弁》

- ・現在、市内の企業が抱える課題として、「人材の確保」が第一にあげられ、平成30年10月の有効求人倍率を見ると、葵区と駿河区で2.07倍、清水区で1.75倍と、全国平均の1.62倍と比べて、人手不足が深刻な状況となっている。
- ・中でも、「建設」と「介護」の職種については人手不足が顕著であり、これらは現在、国で議論されている入管法改正案における「外国人労働者の受入れ業種」と重なる。
- ・入管法の改正は、「労働力不足の解消」がその趣旨であることから、将来的に、市内企業における人材確保の一助となることが期待される。
- ・一方で、外国人の受入れに当たっては、就業環境の整備はもとより、指定都市市長会が国に要請している「地域における外国人材の更なる活躍に向けた取組の推進に関する提言」にあるとおり、日本語での意思疎通や生活習慣など、生活全般にかかる諸課題への対応も必要となるものと認識している。

2. 教育について

山梨議員への答弁で小中学校における外国籍の児童生徒は353人、日本語指導の必要な児童生徒は93人とのことです。「多文化推進協議会中間見直しの中で「容姿や名前が異なること」によるいじめ対策についての指摘があります。2017年度の小中学校における全体のいじめは444件、不登校は966件です。学校現場において外国籍児童生徒の差別、いじめ、不登校、就学援助、不就学の実情と不適應にならないようにするための適応相談、高校進学の実績とそれへの対応はどのようなものか。

<教育局 答弁>

平成29年度の外国籍児童生徒に対するの差別やいじめは、ひやかし、からかいの1件。

不登校については、様々な要因が複合的に関係するものであるが、本年10月1日現在、5件

の報告があり、個の実情に応じた支援を行っている。

就学援助は、外国籍の児童生徒についても、日本国籍の児童生徒と同様の援助を実施している。その実績は、国籍別に集計はしていないが、例えば平成30年度に外国籍の児童生徒が多く在籍する小中学校3校における、外国籍児童生徒の就学援助の認定率は、16.6%。

不就学は、「平成30年度外国人の子どもの不就学実態調査」では、静岡市内に住民票があり、小中学校に就学していない外国籍の就学年齢の子どもは、本年5月1日現在で2人。

適応相談は、保護者や学校からの要請で、児童生徒の転入時の手続きや、保護者との教育面談において通訳を行い、年間15件程度の利用がある。

高校進学の実績は、国籍別に集計していないが、平成30年度に外国籍の生徒が多く在籍する中学校3校の総数を例にとると、29年度末の外国籍生徒の進学率は4人中3人。

児童生徒への対応は、国籍にかかわらず、児童生徒のそれぞれの困難に向き合い寄り添って対応していくことが重要であると考えており、今後も外国籍であることによって生じる困難も含めて、個別の状況に応じて、きめ細かい対応を行っていく。

また、外国籍で学校に就学していない子どもも、適切な教育機会が確保されるべきだと考えており、今後も就学の働きかけを行っていく。

<3回目> 諸分野における課題

1. 労働について

出入国管理法の改正について「人材確保の一助」になる一方で「生活全般への対応も必要」とのことです。しかし、技能実習生の実態は、研修とは名ばかりで劣悪な就労環境にあることは国会審議で明らかになっています。技能実習生を派遣する管理団体は静岡市に8団体あり活用している企業は60社とも言われています。改善に向けて、全社は難しいとしても受け入れ企業における技能実習生の実態を把握していく必要があると考えますが、調査は行わないのか。

《経済局 答弁》

・市内企業においても、外国人労働者の受入れが進むことが予想されるため、今後は、外国人労働者がより安心して働ける就業環境づくりが重要と考えている。

・そのためにはまず、現状を知ることが必要であることから、技能実習生を受け入れている市内企業へのヒアリングを通じ、労働実態などの把握に努めていく。

2. 医療について

①外国籍住民で国民健康保険に加入している世帯、人数と特定健診等の中で通訳を必要としたケースはあったのか。

②国会では特定技能者の家族の国民健康保険への加入をめぐる不正請求が議論されたが、静岡市では外国人の国民健康保険制度における給付費の不正請求についてどのような確認を行っているのか。

③外国人無料検診会という市民活動に全面協力をしている済生会病院などでは医療通訳制度への取り組みも始まっています。多言語対応のできる医療機関の情報を把握しているか。把握している場合、どのように周知しているのか。

《市民局 答弁》

- ・本市では、国際交流協会が、市内の医師会、歯科医師会との協力のもと、「外国語が話せる医師または職員のいる診療所リスト」を作成し、協会のホームページに掲載している。
- ・このリストには、病院ごと診療科目や、対応言語等が掲載されており総合病院6件、一般病院52件の計58件が登録されている。
- ・また、これに関連し18言語対応の「多言語による医療問診票」も掲載し、病院受診の際に役立っている。
- ・現在、このリストはホームページで周知するほか、相談対応の際に活用しているが、今後は、レストランや教会など、外国籍住民が多く集まる場所や、日本語支援を行う団体に情報提供を行い、更に多くの皆さんに周知していく。

《保健福祉長寿局 答弁》

外国籍住民の国保加入状況と特定健診等の対応について

国保加入状況は、平成30年4月1日現在で、3,455世帯、4,145人となっている。

特定健診の結果、特定保健指導の対象となった外国籍の方については、ご本人が日本語を話せたり、日本語を話せる身内や職場の方が同席していただき、保健指導につなげることができたため、これまでは、通訳を必要としたケースはなかった。

現在、各区保険年金課など市内9か所の窓口で、英語、中国語、スペイン語等8か国語対応のパンフレットを用意して、特定健診を含む制度説明を行っている。

今後も外国籍の方にもわかりやすい制度の周知と事業の実施に努めていく。